

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月16日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第52号

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立点字図書館設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県立点字図書館設置条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県立点字図書館設置条例</u>（昭和47年佐賀県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>（1）<u>佐賀県立点字図書館</u>（以下「<u>点字図書館</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>（2）<u>点字図書館</u>の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>（3）前条第1号の事業計画書の内容が、<u>点字図書館</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（4）略</p> <p>（<u>休館日</u>）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「<u>管理の基準</u>」という。）のうち<u>点字図書館</u>の<u>休館日</u>は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県立視覚障害者情報・交流センター設置条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県立視覚障害者情報・交流センター設置条例</u>（昭和47年佐賀県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p>（1）<u>佐賀県立視覚障害者情報・交流センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p>（2）<u>センター</u>の施設の平等利用が確保されること。</p> <p>（3）前条第1号の事業計画書の内容が、<u>センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（4）略</p> <p>（<u>休所日</u>）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「<u>管理の基準</u>」という。）のうち<u>センター</u>の<u>休所日</u>は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）<u>特別整理期間</u></p>

改正前	改正後
<p>2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に<u>開館</u>し、又は<u>休館</u>することができる。</p> <p>(<u>開館時間</u>)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>点字図書館</u>の<u>開館時間</u>は、毎日午前9時から午後5時までを含む8時間以上とする。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>点字図書館</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に<u>開所</u>し、又は<u>休所</u>することができる。</p> <p>(<u>開所時間</u>)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>センター</u>の<u>開所時間</u>は、毎日午前9時から午後5時までを含む8時間以上とする。</p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。</u></p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。